

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくれます。
- 一、生産に励み豊かな村をつくれます。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくれます。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくれます。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくれます。

2003 May 5 月号



桜も満開になり通る人の目を
楽しませてくれました(月夜野地区)



入園おめでとうございます



保育所入所式が4月5日、行われました。



たんぽぽ組さん



さくら組さん



すみれ組さん



ひまわり組さん

児童手当制度

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより、生活の安定と次代を担う児童が健やかにたくましく育つことを目的としています。

手当の額は、第一子・第二子は月額五千円、第三子からは月額一万円で、義務教育就学前（六歳到達後の最初の三月三十一日）まで支給されます。ただし、前年（一月から五月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により支給されません。

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。また、原則として、毎年、二月、六月、十月の年三回、それぞれの前月分までが支給されます。

子どもが生まれた時やまだ受給していない場合は、市町村の窓口で申請手続きを行ってください。また、現在受給している方は、六月に現況届を提出することになっています。

なお、今まで所得制限により、受給できなかった方でも平成十四年の所得の状況により受給できる場合があります。対象になると思われる方は、五月中に認定請求書を提出してください。

問い合わせ先

役場住民健康課

☎五二二二二二二（内線二二）

教職員の異動

着任

道志小学校
教頭 守岡 尚一 (旧任教)
教諭 天野万知子 上野原小学校
養護教諭 藤江真由美 下吉田第二小
西桂中学校

道志中学校
校長 谷内 一三 (旧任教)
教諭 佐藤 美帆 山梨県教育委員会
学校栄養職員 吉田中学校
羽田 仁美 新採用

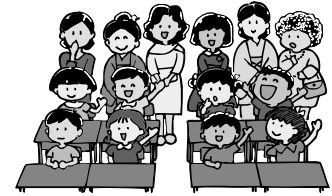
離任

道志小学校
教頭 宮下 保 (新任校)
教諭 佐藤 大輔 山中湖東小学校
養護教諭 上野なつみ 文大付属小学校
竜王西小学校

道志中学校
校長 宮下 秀次 (新任校)
教諭 幡野のぞみ 明見中学校
学校栄養職員 退職
北野 綾子 中道北小学校


道志小学校

教職員 の紹介



平成15年度 児童数 (H15.4.1)

区分 学年	男	女	合計	学級数	教職員数
1年	12	9	21	1	11
2年	12	10	22	1	
3年	13	8	21	1	
4年	7	10	17	1	
5年	7	9	16	1	
6年	14	9	23	1	
計	65	55	120	6	11

















- 
 事務主任
外川せつみ
- 
 養護教諭
藤江真由美
- 
 三年担任
出羽佳子
- 
 二年担任
藤江恭子
- 
 一年担任
天野万知子
- 
 五年担任
川村百恵
- 
 四年担任
佐藤龍文
- 
 校長
小林 繁
- 
 教頭
守岡尚一
- 
 教務主任
花上和広
- 
 六年担任
田中みづほ

道志中学校



平成15年度 生徒数 (H15.4.1)

区分 学年	男	女	合計	学級数	教職員数
1年	8	12	20	1	13
2年	14	13	27	1	
3年	13	17	30	1	
計	35	42	77	3	

- 
 一年担任
武井 武
- 
 二年主任担任
佐藤栄克
- 
 栄養職員
羽田仁美
- 
 心の教室
佐藤美智子
- 
 村担・二年副担
小藪正史
- 
 二年副担任
佐藤美帆
- 
 非常勤講師
下山 裕
- 
 三年担任
小林まゆみ
- 
 養護教諭
中田恵子
- 
 事務主査
古屋政子
- 
 一年主任
外川陽清
- 
 教頭
杉本昭次
- 
 校長
谷内一三
- 
 非常勤講師
窪田猛雄
- 
 教務主任
佐藤文泰
- 
 三年主任
出羽勝頼

非常勤講師等は含まれていません。

役場職員人事異動

四月一日付で役場職員人事異動が
発令されました。

山口 亮

旧 産業観光課主幹産業係長兼務

新 山梨県東部広域連合派遣

山口 晃司

旧 総務課税務係長

新 産業観光課産業係長

水越 実

旧 建設課主事

新 総務課主事

新採用

住民健康課 保健師

建設課主事

退職者

建設課維持係

住民健康課 保健師

室伏 順子

佐藤 徳敏

佐藤 徳敏

佐藤 徳敏

渡邊 葉子

新採用二名紹介



保健師 室伏 順子

この度、道志村で保健師として働く
ことになりました室伏順子です。山梨
県立看護大学を、今年三月に卒業した

ばかりの、社会人一年生です。

今まで看護師、保健師になるために、
勉学に励んできました。しかし、知識、
経験共にまだまだ未熟で、半人前です
が、この道志で一人前の保健師になり
たいと思います。多々御迷惑をおかけ
すると思いますが、頑張っていけます
のでどうぞよろしくお願いいたします。



建設課 佐藤 徳敏

私は、二年半の間「道の駅どうし」
の臨時職員として働いてきました。

それまで接客業などしたことが無く、
初めのうちは戸惑いましたが、道の駅
へ農産物などを納品してくれる人たち
や、今まで会うことの無かった地元の人
達、そして道志村を訪れてくださった
お客様と触れあっていくうちに、人の
為に働く事の大変さや楽しさ、充実
感を教えて頂きました。

この度、役場で働く事となり、建設
課に配属になりました。

業種は違いますが、役場勤務も住民
への地域サービスという意味で、接客
業と共通する部分が多くあると思い
ます。

道の駅での経験を生かし、皆様のご
指導のもと、頑張っていきたいと思
いますので、よろしくお願い致します。

道志村消防団新役員決まる

道志村消防団の任期満了にともな
い、消防団員からの推薦を受けた大
田博文氏に、四月五日の役員会にお
いて、佐藤村長より任命書が交付さ
れました。

新役員は次のとおりです。

第一分団長	佐藤 正文	第一分団第一部長	湯川 和則
第二分団長	佐藤 義治	第一分団第二部長	佐藤 一彦
第三分団長	渡邊 胆男	第二分団第一部長	佐藤 太清
第四分団長	杉本 秀久	第二分団第二部長	杉本 明美
第一副分団長	佐藤 益弘	第三分団第一部長	佐藤 建蔵
第二副分団長	山本 義信	第三分団第二部長	山口 亮
第三副分団長	佐藤 孝昭	第四分団第一部長	池谷 寿夫
第四副分団長	池谷 勝	第四分団第二部長	和田 和夫
音楽隊長	村田 幸家		
音楽副隊長	田田 和夫		
機械隊長	佐藤 雅彦		
交通隊長	佐藤 久嗣		
救護隊長	佐藤 大仁		
通信隊長	出羽 達彦		



乗合 (路線) バス事業 の現状

バスは通学、通院、買物等、車の運転が出来ない学生や高齢者の日常生活を支える公共公道機関として重要な使命を果たしてきたが、近年の道路整備とマイカーの普及等によりバスの利用者は過疎地を中心に激減している。このためバス会社の経営は非常に苦しく、赤字バス路線は全路線の7割を占める状況にある。



道志村を走る路線バスは、都留市方面（月夜野～都留市駅）富士吉田方面（道志小～富士吉田駅）がそれぞれ一日3便、また村内（月夜野～長又間）も一日3便運行されている。

利用者の状況は平日の朝夕の高校生の利用は多いが、昼間の利用者は少ない。また、土曜日、休日についてはほとんどの利用者が無いのが実情である。

バス事業の規制緩和

道路運送法の改正により、平成14年から従来の需給調整規制が廃止となった。すなわち競争を促進し、輸送の安全と利用者利便の確保を図る点から、事業者の創意工夫を生かした多様なサービスの提供や、一方事業の効率化を進められる様になって、事業への参入が自由化された。一方で赤字の路線についてはバス路線の休廃止が届出制で出来るようになった。



村内を走る富士急山梨バス(株) も赤字運行のため路線バスの一部を廃止することを検討中

バス路線の維持・確保対策

仮に路線バスの廃止の届出があった場合は「生活交通確保対策地域協議会」でバス路線の維持・確保対策を検討していきます。

山梨県生活交通対策地域協議会構成員

山梨県企画部県民室（地域振興局）
国土交通省関東運輸局山梨陸運支局
関係市町村（バス路線該当自治体）
社団法人山梨県バス協会
バス会社（事業者）

道志村のバス路線については、従来から富士急山梨バスの申請により、毎年約700万円を運行助成金として、また運転手宿泊助成金として180万円を支出している。村としても今後、新制度に基づいて、バス路線の確保対策については住民に対する基礎調査を実施する一方、バス会社にも経営努力を願い、今までどおりの助成金の支出もむずかしいので、真に必要なバス路線とその運行に努めていきたいと考えています。

バス問題に関する住民の皆さんの意見をお聞かせください。

役場 企画財政課 交通担当 電話 52-2111 (内線15)

地域住民のバス問題を考えよう
赤字路線バスの廃止、撤退について

道志村における老人医療費の動向分析について

平成十三年度道志村老人医療費の状況は、二二一、六九六、八〇〇円になっており、一人当たりの老人医療費は年額六二六、三四四円であり、数年前に比べると下がっているが、山梨県でも上位となっています。医療費の増加の原因として複数の病院を回り、過剰な投薬を受けている、などでこれを防ぐには検診、健康教育などに参加し、自分のかかりつけ医師をもち、定期的な受診、指導が必要と思われる。

老人保健制度

誕生日が昭和七年九月三十日以前の人で、国民健康保険などの加入者は、七十歳から老人保健制度で医療を受けます。

・寝たきりなど、一定の障害のある人は六十歳から老人医療制度で医療を受けます。

老人保健の資格の開始と届け出

資格の開始

誕生日が昭和七年九月三十日以前の人
七十歳の誕生日の翌月から

(例)誕生日が九月一日 十月からの開始

誕生日が月の初日の人はその月から
(例)誕生日が九月一日 九月からの開始

誕生日が昭和七年十月一日以降の人は、老人保健の資格の開始は七十五歳からとなります。

寝たきりなどの人

(あらかじめ市区町村長の認定を受けておきます。)

六十五歳以前から寝たきりなどの人

六十五歳になって認定を受けた日の翌月(月の初日ならその月)からの開始

六十五歳以上で寝たきりなどになった人

認定を受けた日の翌月(月の初日ならその月)からの開始

介護保険施設等に入る人は

国保の加入者で、他の市区町村にある特別養護老人ホーム等の介護保険施設等に入所(または入院)する人は、原則として引き続き今までの国保の加入者となります。

届け出

(こんなときは、必ず届け出をしてください。)

こんなときは届け出を	届け出に必要なもの	いつまでに
転入してきたとき	被保険者証・印かん	14日以内に
転出するとき	健康手帳(医療受給者証)・印かん	転出するとき
死亡したとき	健康手帳(医療受給者証)・印かん	14日以内に
住所が変わったとき	健康手帳(医療受給者証)・印かん	14日以内に
医療保険の変更及びそう失	被保険者証・健康手帳(医療受給者証)・印かん	14日以内に
65歳以上で寝たきりなどになったとき	被保険者証・身障手帳、国民年金証書、診断書のいずれかの書類・印かん	認定をなるべく早く
生活保護を受けるようになったとき	健康手帳(医療受給者証)・印かん	すみやかに

問い合わせ先

住民健康課 老人医療担当

☎五二二二二(内線三三)

診療所だより

今月から医科診療所より医療情報や診察日(休診日)のお知らせを掲載することになりました。今回は現在の診療所について紹介します。

道志村国民健康保険診療所 道志村7404 TEL. 52-2040 FAX. 52-2773 医師：市川万邦
診察日：月、火、木、金、土(土曜日は午前中のみ診察です。)
休診日：水曜日(医師の研修日のため) 土曜日午後、日曜日、祝祭日
受付時間：午前8:30～11:30 午後1:00～4:30 診察時間：午前8:30～12:00 午後1:00～5:15

- ・午前中に診察が延びた場合その分午後の診察開始時間が遅れることがあります。午後一番に受診希望の際には確認の電話をお願いいたします。
- ・往診(予定往診、緊急往診とも)通常午後2時頃から3時頃に伺います。往診希望の方は気軽に電話いただきたいと思います。(午前中の緊急往診も状況により可能です)また、往診に行っている時は診療所は医師不在となりますので、診察希望の際には確認の電話をお願いいたします。
- ・朝は午前7時40分頃には鍵を開けますので待合室でお待ちください。
- ・血液検査、培養検査は依頼している甲府の業者が昼に取りに来るので平日午前中のみ検査が可能です。検査結果は簡単な物なら翌日(翌診察日)の昼以降に分かります。緊急検査は当日午後5時頃にFAXで結果を問い合わせることが可能です。(血糖やコレステロールを正確に知りたい場合には前日の午後9時以降は食事をせずに来院してください。)
- ・レントゲン検査、心電図検査はいつでもできます。(レントゲン検査は、腹部、胸部、骨折の有無等が分かります。)
- ・胃カメラ、エコー検査も可能ですので気軽にお問い合わせください。
- ・現在期間限定で5分で動脈硬化を測る機械を借りていますので希望の方は早めに連絡をお願いします。(無料です。)
- ・掲載後に決まった休診日などは今まで通り前日等に村内放送しますのでよろしく願いいたします。
- ・時間外に急病等で診察希望の場合にはあらかじめ診療準備をしたいので電話で症状、住所氏名、可能なら診察券番号をお伝えください。

5月の予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
4/27	4/28	4/29	4/30 研修のため休診	1	2	3 憲法記念日
4	5 こどもの日	6	7 研修のため休診	8	9 休診	10 午前中のみ診察
11	12	13	14 研修のため休診	15	16	17 午前中のみ診察
18	19	20	21 研修のため休診	22 午後 乳児検診	23	24 午前中のみ診察
25	26	27	28 研修のため休診	29	30	31 午前中のみ診察

月初めには保険証の提出をお願いします。